

令和8年度公開プロセス結果（概略版）

府省庁名 こども家庭庁

事業名 単発のイベント・広報啓発に係る委託費の見直し

事業の概要

- ・「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組を推進するため、メディアやSNS、「こどもまんなか月間」及び夏休み期間等の時機を捉えたキャンペーンを通じて情報発信等を行う
- ・結婚や子育て等を含むライフプランに関する情報発信の企画・立案・実行等を行う
- ・NPO等様々な民間団体を構成員とする「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」の活動を通じて、こども家庭庁と民間団体、また民間団体同士の対話・連携・協働を促進するとともに、若者団体も含めた各団体が抱える諸課題の解決や活動支援に資するネットワーク構築支援及び知見の共有等を行う 等

公開プロセスにおいて踏まえられた「点検の視点」※

※「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第2回）」において示された、国民からのご提案を踏まえた各府省庁における自己点検の視点。
（参考）[各府省庁における要求・要望に向けた自己点検](#)

- 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき
- 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき

有識者からの主な指摘事項

- 単発のイベント・広報啓発の委託費は、持続的かつ構造的な政策効果が確保される施策への転換や民間の取組への後援等の別途の手段での対応等へと抜本的見直しを行い、政策効果と効率性を強化すべきである。
- 具体的な対応としては、
 - ・「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」及び「若い世代に向けたライフデザインに関する情報発信等」については、本事業は来年度予算要求は行わない。必要があれば「こどもとともに成長する企業構想」の地域向けこども・若者支援施策の一つのメニューとして一体的に実施していくこととすべきである。
 - ・「こども若者の意見のこども施策への意見反映（いけんぷらす）」の情報発信については、こども家庭庁HPの活用を図ること。
 - ・「こどもまんなか社会実現プラットフォーム運営等事業」については、令和9年度より完全な民間移行することとし、来年度予算の要求は行わない。
 - ・「こどもの権利擁護体制整備促進事業」については、令和9年度は予算要求を行わない。
 - ・「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」については、全国フォーラムの開催は終了し、必要な方が必要な情報に確実にたどり着けるよう、また、不育症に対する理解を深めるために、既存サイトへの誘導を図る。

「単発のイベント・広報啓発に係る委託費の見直し」

1 本事業については、租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた国民からの意見・提案募集でも、「啓発やイベント等の委託事業について政策効果が不透明であり、縮減すべき。持続的かつ構造的な効果を持つ施策に転換すべき。」「認知度向上・魅力発信など定性的な事業が多く、シンポジウム開催など“やってる感”の演出に終始している。」などと、きわめて厳しい指摘を受けている。そもそも単発のイベント・広報であれ、何らかの上位政策の実現に資することを目的としていなければならない。上位政策の実現の目的にしたがって、個々の事業が、そのどの部分をどの程度貢献すべきものを明示した目標設定を行い、評価がなされる必要がある。それが不明瞭である以上、抜本的な見直しが不可避である。以上を踏まえ、単発のイベント・広報啓発の委託費は、持続的かつ構造的な政策効果が確保される施策への転換や民間の取組への後援等の別途の手段での対応等へと抜本の見直しを行い、政策効果と効率性を強化すべきである。

2 具体的な対応としては、以下のとおりとすべきである。

・「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」及び「若い世代に向けたライフデザインに関する情報発信等」については、本事業は来年度予算要求は行わない。必要があれば「こどもとともに成長する企業構想」の地域向けこども・若者支援施策の一つのメニューとして一体的に実施していくこととすべきである。

・「こども若者の意見のこども施策への意見反映（いけんぷらす）」については、徒にイベントなどを繰り返すのではなく、国・地方の政策形成プロセスの中に構造的にこどもの意見反映を行う状況を創出することに優先的に取り組むべきである。ただし、こども・若者が安心して意見を述べることができるようなノウハウが蓄積されていないことがあると考えられることから、現時点では、来年度は、本取組を継続していく必要があるものの、その後は、各府省庁において、自律的に取り組むことができるようになることが重要であることから、こども家庭庁においては、今から、自走化に向けた支援の強化・重点化を行うことが必要で、そうした構造化に向けた取組が乏しい中での事業継続は合理性を欠く。また、本事業の情報発信については、こども家庭庁HPの活用を図ること。

・「こどもまんなか社会実現プラットフォーム運営等事業」については、当面はプラットフォームの運営を安定させ、官民・民間同士の協働が実効的に機能する基盤を確立することと並行して、プラットフォームを通じた活動の実践と検証を行い、段階的に持続的・構造的な施策への転換を検討していく。

また、将来的な民間主体による運営の自立自走化に向けて、民間主体による持続的な運営体制の確立に向けて、論点整理と議論を令和8年度より進めていく。

以上を踏まえ、令和9年度より完全な民間移行することとし、来年度予算の要求は行わない。

・「こどもの権利擁護体制整備促進事業」については、次年度以降、個別に関係団体へのヒアリング等を実施し、こどもの権利擁護に係る体制整備の在り方について検討を進めることとし、令和9年度は予算要求を行わない。

・「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」については、全国フォーラムの開催は終了し、今後は、必要な方が必要な情報に確実にたどり着けるよう、また、不育症に対する理解を深めるために、既存サイトへの誘導を図る。不妊症・不育症について悩みを抱えた国民への情報提供という趣旨は重要であり、今後も必要な者に必要な情報が提供されるようにすべきである。

3 こども家庭庁が中心となり、「こどもの意見」を集めるという政策は意義がある。「こども若者の意見のこども施策への意見反映（いけんぷらす）」において、意見聴取の対象となる「ぷらすメンバー」が目標数に達していないことから、学校の活用なども含め、構造的な効果を持つ手段により、一層認知を拡大すべきである。特に、こども・若者の意見を聴き、政策反映に関して意見を出した者にフィードバックすることは意義が大きい。こうした取り組みが構造的に広がるように、重要性への認識を抜本的に高める措置を検討すべきである。その際、政策効果を高めるためには、他省庁や民間、教育現場との連携を深化させことが重要であり、その点に留意して検討すべきである。

4 いずれの事業も、見直し後も効果検証をしっかりと行うべきである。なお、そもそも、広報啓発事業については、終期と出口戦略の設定が必要であり、今後見直し後の事業においてもこの点に留意すべきである。そのためには、適切なロジックモデルと短中期の目標と長期の目標の連関等が重要である。